

令和7年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

弘前大学

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	5
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	9
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	12
領域5 学生の受入に関する基準	14
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	16
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和7年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じ、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和7年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和6年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和6年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和6年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の11大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（11大学）

室蘭工業大学、弘前大学、山形大学、長岡技術科学大学、岐阜大学、
豊橋技術科学大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、
総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和7年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和7年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和7年		書面調査の実施 評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認 事項及び訪問調査での役割分担の決定） 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象 大学の状況を調査）
7月		
8月		
10月～11月		
令和8年		評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月		

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和8年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和8年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和7年度に認証評価を実施した11大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和7年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和8年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
川嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
加藤 映子	大阪女学院大学学長
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近藤 倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋 哲也	大阪公立大学副学長
戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
鳥居 朋子	早稲田大学・大学総合研究センター副所長
中根 正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本 武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤子	国際基督教大学名誉教授
藤田 佐和	高知県立大学看護学研究科特任教授/高知県立大学・名誉教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三浦 浩喜	福島大学学長
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山口 宏樹	大学入試センター理事長
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
近藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
川嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
◎ 戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
光田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石田 朋 靖	高崎健康福祉大学学長
今西 誠 之	三重大学教授
小林 直 人	愛媛大学副学長
鮫島 浩	宮崎大学学長
寫田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
清水 美 憲	筑波大学教授
関根 久 雄	筑波大学教授
高倉 喜 信	京都大学白眉センター長
◎ 高田 邦 昭	群馬県公立大学法人・理事長
竹内 啓 博	公認会計士、税理士
田野 俊 一	電気通信大学学長
土川 覚	名古屋大学教授
寺澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
内藤 重 之	琉球大学教授
中村 泰 之	名古屋大学教授
中山 徳 良	名古屋市立大学教授
西村 伸 一	岡山大学教授
西村 友 幸	小樽商科大学教授
端詰 勝 敬	東邦大学教授
原田 信 志	熊本大学名誉教授
原田 美知子	桜美林大学教授
藤田 佐 和	高知県立大学看護学研究科特任教授
光田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
松下 伸 広	東京科学大学副理事
三矢 麻理子	公認会計士
湯川 嘉津美	上智大学名誉教授
横内 正 雄	法政大学名誉教授

(第2部会)

浅 贺 岳 彦	新潟大学副学長
伊 東 幸 宏	静岡大学名誉教授、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 フロンバレーセンター長
小 畑 誠	名古屋工業大学長
◎ 近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
三 谷 康 範	九州工業大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
横 田 光 広	宮崎大学名誉教授

(第3部会)

加 藤 映 子	大阪女学院大学長
小 嶋 茂 稔	東京学芸大学副学長
◎ 後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
白 石 小百合	横浜市立大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
津 野 倫 明	高知大学副学長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
長 縄 明 大	秋田大学副学長
中 挾 知延子	東洋大学教授
中 村 泰 之	名古屋大学教授
花 屋 実	群馬大学理事、副学長
三 浦 浩 喜	福島大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
柳 林 信 彦	高知大学副学長

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

- | | |
|----------|--------------------------|
| 浅野 茂 | 山形大学教授 |
| ◎ 川嶋 太津夫 | 神戸大学・大阪大学名誉教授 |
| 小湊 卓夫 | 九州大学准教授 |
| 渋井 進 | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事 |
| 寫田 敏行 | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事 |
| 末次 剛健志 | 長崎大学学生支援部留学支援課長 |
| ○ 高橋 哲也 | 公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長 |
| 戸田山 和久 | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長 |
| 富田 美加 | 茨城県立医療大学教授 |
| 新田 早苗 | 元 琉球大学後援財団常務理事 |
| 林 隆之 | 政策研究大学院大学教授 |
| 前田 早苗 | 千葉大学名誉教授 |
| 光田 好孝 | 大学改革支援・学位授与機構特任教授 |
| 山本 幸一 | 明治大学教学企画部教学企画事務長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

弘前大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の5学部及び8研究科を置いている。

[学士課程]

- ・人文社会科学部（2課程：文化創生課程、社会経営課程）
- ・教育学部（2課程：学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程）
- ・医学部（3学科：医学科、保健学科、心理支援科学科）
- ・理工学部（6学科：数物科学科、物質創成化学科、地球環境防災学科、電子情報工学科、機械科学科、自然エネルギー学科）
- ・農学生命科学部（5学科：生物学科、分子生命科学科、食料資源学科、国際園芸農学科、地域環境工学科）

[大学院課程]

- ・人文社会科学研究科（修士課程1専攻：人文社会科学専攻）
- ・教育学研究科（専門職学位課程1専攻：教職実践専攻）
- ・医学研究科（博士後期課程1専攻：医科学専攻）
- ・保健学研究科（博士前期課程1専攻：保健学専攻、博士後期課程1専攻：保健学専攻、修士課程1専攻：心理支援科学専攻）
- ・理工学研究科（博士前期課程1専攻：理工学専攻、博士後期課程2専攻：機能創成科学専攻、安全システム工学専攻）
- ・農学生命科学研究科（修士課程1専攻：農学生命科学専攻）
- ・地域社会研究科（後期3年博士課程1専攻：地域社会専攻）
- ・地域共創科学研究科（修士課程2専攻：地域リノベーション専攻、産業創成科学専攻）

令和2年度に、心理学及び臨床心理学等の専門領域に関する知識と技能に加え、医学及び保健医療分野等の基本領域に関する知識と技能、科学的思考力を有し、こころの問題を感受し、その問題を解決できる能力や生命に対する高い倫理性と豊かな人間性を有し、悩める人に寄り添い、心理支援職としての役割を通して地域住民の健康と福祉に寄与し、社会に貢献する地域のリーダーとなる人材を養成するために、医学部心理支援科学科を設置している。

令和2年度に、グローバル化と共生の時代において、人文科学と社会科学を俯瞰し、特定領域の専門知識・技能のみならず、専門外の学問理論・方法論を諸課題の解決のために領域横断的に活用することのできる幅広いパースペクティブを備えた、人文社会科学分野の高度専門職業人を養成するために、人文社会科学研究科を改組している。

令和2年度に、教育学部の教職及び教科又は特別支援教育、養護専門教育を基礎とし、学校教育学、教科教育学、特別支援教育学、養護教育学及び教科専門、養護専門の諸科学に関する精深な教育・実践活動を通して、新しい時代に必要となる教員として資質・能力を身につけ、学校教育に関する諸課題への対応に貢献できる高度専門職業人を養成するために、教育学研究科を改組している。

令和2年度に、学士課程において地域に関わる課題意識と専門分野の基盤を修得した学生が、大学院研究科でその専門性を縦横に発展させながら自らの研究テーマとして地域課題に取り組むことにより、今日の地域社会が求めている高度な課題解決能力を修得し、大学と地域とが新しい知をもに創造する「地域共創」を担う人材を育成するために、地域共創科学研究科を設置している。

令和6年度に、高度な専門的知識と技能、倫理観及び責任感を有し、多職種と連携しながら地域や職域の心理学的問題の解決に貢献できる公認心理師を養成するために、保健学研究科に修士課程（心理支援科学専攻）を設置している。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、人文社会科学部、教育学部、医学研究科、保健学研究科、理工学研究科、農学生命科学部、地域社会研究科、地域共創科学研究科に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部に学部長、各研究科については研究科長を置いている。なお、医学部及び理工学部については、それぞれ医学研究科長及び理工学研究科長を学部長に充て、学科長を置いている。また、人文社会科学研究科、教育学研究科及び農学生命科学研究科は、それぞれ人文社会科学部長、教育学部長及び農学生命科学部長を研究科長に充てている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部に学部教授会（医学部は、学部教授会に加え各学科会議を設置）を、人文社会科学研究科及び教育学研究科に研究科委員会を、医学研究科及び保健学研究科、理工学研究科、農学生命科学研究科、地域社会研究科、地域共創科学研究科に研究科教授会（保健学研究科は、研究科教授会に加え保健学専攻博士前期課程会議及び後期課程会議を

設置)を置いている。各学部教授会及び各研究科委員会・教授会は、各学部長及び各研究科長を議長とし、各学部及び各研究科の専任担当の教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。なお、各学部教授会及び各研究科委員会・教授会によっては、上記の構成員に、准教授、講師、助教及び助手を加えている。

医学部医学科会議は、医学研究科、附属教育研究施設等の専任の教授並びに附属病院長によって構成され、医学部保健学科会議は、保健学研究科の専任の教授をもって構成され、心理支援科学科会議は、保健学研究科の専任の教授のうち、心理支援科学科を担当する教授をもって構成され、医学部教授会の審議事項の一部を委任されている。

保健学研究科保健学専攻博士前期課程会議は、研究科長、副研究科長、研究科の専任教員で博士前期課程を担当する教授、准教授及び講師、被ばく医療総合研究所の専任教員で博士前期課程の研究指導資格を有する教授、准教授及び講師により構成され、保健学研究科教授会の審議事項の一部を委任されている。保健学専攻博士後期課程会議は、研究科長、副研究科長、研究科の専任教員で博士後期課程を担当する教授、准教授及び講師、被ばく医療総合研究所の専任教員で博士後期課程の研究指導資格を有する教授、准教授及び講師により構成され、保健学研究科教授会の審議事項の一部を委任されている。

各教授会は、令和 6 年度には、別紙様式 1-3-2 のとおり開催されている。

全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織として、管理運営規則に基づき、教育研究評議会、教育推進機構会議、教育委員会を設置している。教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、副学長等から構成され、学則その他の教育研究に係る重要な規則等の制定又は改廃に関する事項等について審議している。教育推進機構会議は、機構長、副機構長、各副学部長等から構成され、教育の質保証及び改善・充実に係る事項等を全学的見地から審議している。教育委員会は、理事（教育担当）、人文社会科学部、教育学部及び農学生命科学部並びに大学院医学研究科、保健学研究科、理工学研究科、地域社会研究科及び地域共創科学研究科の長より推薦された教員各 1 人等から構成され、学部（教養教育に関する事項は除く）及び大学院教育の全学的方針等について審議している。これらの会議は、開催頻度について規程上の定めはないが、令和 6 年度には、別紙様式 1-3-3 のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、理事及び部局長を自己点検・評価の責任者、理事及び部局長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は役員会、教育研究評議会であり、その役割分担は内部質保証に関する自己点検・評価規程に明確に定めている。中核的な審議機関である役員会及び教育研究評議会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長及び理事等によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

人文社会科学部においては、文化創生課程及び社会経営課程について人文社会科学部長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学部においては、学校教育教員養成課程初等中等教育専攻の各コース及び特別支援学校教育専攻並びに養護教諭養成課程について教育学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部においては、医学科は医学部長、保健学科は医学部保健学科長、心理支援科学科は医学部心理支援科学科長を責任者としてその質保証を行っている。

理工学部においては、各学科について理工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

農学生命科学部においては、各学科について農学生命科学部長を責任者としてその質保証を行っている。

人文社会科学研究科においては、人文社会科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学研究科においては、教育学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

医学研究科においては、医学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

保健学研究科においては、各専攻について保健学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

理工学研究科においては、各専攻について理工学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

農学生命科学研究科においては、農学生命科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

地域社会研究科においては、地域社会研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

地域共創科学研究科においては、各専攻について地域共創科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、本部長（理事（総務担当））を責任者として環境安全推進本部が、情報設備については、本部長（理事（企画担当））を責任者として情報連携統括本部が、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館が分担して質保証を行っている。その役割

分担は、内部質保証に関する自己点検・評価規程によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、理事（教育担当）を責任者として教育委員会が、学生の就職支援については、センター長を責任者として教育推進機構キャリアセンターが、留学生の支援については、国際連携本部長を責任者として国際連携本部が、学生の就学支援及び障害のある学生の支援については、室長を責任者として教育推進機構学生修学支援室及び学生特別支援室が、学生の保健管理等については、保健管理センター所長を責任者として保健管理センターが、分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する自己点検・評価規程によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、学長を責任者として入学試験委員会が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、センター長を責任者として教育推進機構アドミッションセンター及び理事（教育担当）を責任者として入学者選抜改革検討委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する自己点検・評価規程によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、内部質保証に関する自己点検・評価規程に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを内部質保証に関する自己点検・評価規程、教職課程の内部質保証に関する実施要項に定めている。自己点検・評価と並行して、アセスメント・ポリシーに基づき策定したアセスメント・チェックリストによる自己点検・評価も行っている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様である。なお、役員会及び教育研究評議会を中核的な委員会等として内部質保証体制の運用を行っているが、その有効性をより高めるために令和 7 年 10 月に教育推進機構に教学マネジメントセンター及び運営会議を設置した。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証に関する自己点検・評価規程及び各学部・研究科が定めているアンケート実施に係る要項等を定め、定期的を実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する自己点検・評価規程、教育委員会要項、教育推進機構規程に定めている。

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施に基づく改善の効果が十分に上がっているとは判断できないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式 2-3-1 のとおり実施し、その多くの課題について、対応済あるいは対応中の状況にある。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、役員会において審議、決定している。なお、その審議過程において、これまでは教育研究評議会が最終決定機関という運用を行っていたが、令和 7 年 11 月以降は役員会を最終決定機関として運用することに改めた。

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員の資格及び採用等の方法に関する規程等を定め、書類選考、面接、模擬授業を評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員業績評価に関する規程を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員業績評価に関する規程、職員給与規程、年俸制適用職員の評定基準に基づき、別紙様式 2-5-3 のとおり、月給制適用者は、評価結果を考慮し給与及び賞与（勤勉手当）に反映し、年俸制適用者は評価結果に基づく年俸額を決定し、直近の業績を速やかに反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、教育推進機構 F D 研修会、教育学部 F D 研修会、各学部・研究科主催の F D 研修等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、T A を配置し、活用している。

教育支援者、指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、学生総合相談室説明会、学生生活に関する研修会、障害のある学生支援に関する専門テーマ別セミ

ナー、青森県高等教育機関図書館協議会研修会、ティーチングアシスタント研修会等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している。

役員会は、学長及び理事により構成され、中期目標についての意見に関する事項、法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項等を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事及び職員等により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、障害者差別解消の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、障害者差別解消は総務部、安全保障輸出管理、動物実験は研究推進部、生命倫理は研究推進部及び医学部附属病院が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応、リスクマネジメント、災害対策、留学時の危機管理について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は施設環境部、情報セキュリティは情報連携統括本部、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は財務部及び研究推進部、学生危機対応は学務部、リスクマネジメント及び災害対策は総務部、留学時の危機管理は国際連携本部が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 325 人、非常勤 239 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が総務委員会、教育委員会、研究委員会、社会連携委員会、ハラスメント防止等対策委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、弘前大学職員企画型派遣研修（9 人参加）、ハラスメント対策講習会（2,747 人参加）、コンプライアンス研修（2,679 人参加）等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、業務監査及び会計監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した法人内部監査室が、法人内部監査室内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り業務監査及び会計監査を行っている。法人内部監査室長は、内部監査年度計画書を作成し、監査終了後は、遅滞なく内部監査結果報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び法人内部監査室は、三者間の意見交換会を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。学長は、監事、会計監査人、法人内部監査室とそれぞれ情報共有を行っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 が公表を求める事項のうち、各教員が有する学位及び業績に関すること、教育

職員免許法施行規則第 22 条の 6 が公表を求める事項のうち、教員の養成に係る教員の数について、自己評価書提出時点には、一部に公表されていない内容があったが、令和 7 年 11 月までに公表されている。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

文京町キャンパス（弘前市文京町）、本町キャンパス（同市在府町）、学園町キャンパス（同市学園町）、富野町キャンパス（同市富野町）の 4 キャンパスを有し、その校地面積は計 285,747 m²、校舎等の施設面積は計 123,809 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、夜間授業を実施している医学研究科、保健学研究科、地域社会研究科では、希望する学生に対して、時間外の校舎等への出入りができるよう配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、教育学部に附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、医学部に附属病院、理工学部の実験室・実習室（141 室）、農学生命科学部に附属生物共生教育研究センター藤崎農場、附属生物共生教育研究センター金木農場を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。文京町キャンパス、本町キャンパス、学園町キャンパス及び富野町キャンパスの耐震化率はそれぞれ 100%である。バリアフリー化については、各キャンパスでスロープ、エレベーター、多目的トイレ等、設置している。安全防犯面については、AED の配置、外灯・防犯カメラの設置等、配慮している。

I C T 環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、文京町キャンパス、本町キャンパス内に設置しており、延面積 7,351 m²、閲覧座席数は 645 席である。原則として 8 時 30 分から 22 時まで開館している。令和 7 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 839,815 冊、学術雑誌 25,906 種、電子ジャーナル 13,548 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、自学・自修室、情報処理演習室、学生用ラウンジ及びアクティブ・ラーニングエリア等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生総合相談室、保健管理センター、教育推進機構キャリアセンターを設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント防止等に関する規程等に基づき、ハラスメント相談員が相

談窓口となり、ハラスメント防止等対策委員会と連携しハラスメント防止等に関する企画及び立案に関する措置を講じるほか、外部委託されたハラスメント相談サービスを設けてハラスメント等に関する相談に対応している。

142 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、合宿所、大学会館、体育館、屋内プール等を整備し、教育研修施設等の貸出、運営資金の支援、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際連携本部を設置し、生活習慣のアドバイス、健康管理、在留資格関係手続補助、留学生に対する住居の場の提供を行うなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式4-2-4のとおり、支援機器や書籍の貸出、授業等における配慮、相談対応等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、寄宿舍の整備（学寮の設置）等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、全学的には入学試験委員会、各学部及び研究科には入学試験に関する委員会を置いている。

学長の諮問に応じて入学者選抜方法に関する質保証を行うため、入学者選抜試験における多様な能力を評価する個別選抜の方法を検討し、入学者選抜の改革案を策定することを目的に、入学者選抜改革検討委員会を置いている。また、入学者選抜方法等に関する調査研究及び企画立案並びに入試広報に関する企画立案及び実施を行うことを目的に、教育推進機構にアドミッションセンターを置いている。具体的には、医学部保健学科において、成績追跡調査の結果に基づき、放射線技術科学専攻、検査技術科学専攻及び作業療法専攻の入学定員の見直しを行い、3専攻合計で一般選抜の入学定員を10人減らし、総合型選抜の入学定員を10人増加することとした。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

令和3年度から令和7年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・人文社会科学部：1.08倍
- ・教育学部：1.06倍
- ・医学部：1.03倍
- ・理工学部：1.03倍
- ・農学生命科学部：1.06倍

[修士課程]

- ・人文社会科学研究科：1.11 倍
- ・保健学研究科：1.17 倍
- ・農学生命科学研究科：0.99 倍
- ・地域共創科学研究科：0.93 倍

[博士前期課程]

- ・保健学研究科：1.06 倍
- ・理工学研究科：1.11 倍

[後期3年博士課程]

- ・地域社会研究科：1.10 倍

[博士後期課程]

- ・保健学研究科：1.05 倍
- ・理工学研究科：0.86 倍

[博士課程]

- ・医学研究科：1.01 倍

[専門職学位課程]

- ・教育学研究科：1.04 倍

保健学研究科（修士課程）については令和6年度に設置されている。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い大学学則、大学院学則及び諸規定で定めている。

専門職学位課程を除く大学院課程の研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、自己評価書提出時点では研究指導の計画を学生にあらかじめ明示していなかったが、令和7年11月までに「研究指導の概要」を作成し学生に明示している。

専門職学位課程として教育学研究科を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会として教職大学院教育研究協議会を運用している。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、自己評価書提出時点では一部不適切なシラバスが存在していたが、シラバスチェック体制、シラバスチェックマニュアルの改訂を進め、令和8年度シラバスから十分な点検体制・手順を運用できることとなった。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式6-4-4のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

教育学研究科を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けている。

医学研究科、保健学研究科、地域社会研究科においては、大学院設置基準第14条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

教職大学院を設置しており、連携協力校を確保している。

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6-5-1のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式6-5-3のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式6-5-4のとおり整えている。

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、これらと資格取得等の状況から、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。ただし、一部研究科においては、標準修業年限内の修了率及び「標準修業年限×1.5」年内修了率が比較的低い状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。